

農商工等連携推進事業実施委託 公募型企画提案実施要領

I 公募の概要

1 委託業務の概要

- (1) 業務の名称
農商工等連携推進事業実施委託
- (2) 委託期間
契約締結日から令和6年3月18日まで
- (3) 業務概算額
2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）以下
- (4) 選定方式
公募型企画提案方式による提案審査
- (5) 企画提案書類の提出期限
参加意向申出書：令和5年4月14日（金）17時（必着）
企画提案書：令和5年5月11日（木）17時（必着）

2 委託業務の内容

別紙「農商工等連携推進事業委託仕様書」のとおり

3 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 事業実施に関わるノウハウと実績がある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 企画提案会期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目「99 その他業務 01 イベント」に登録されていること
なお、当該名簿への登録において、意向申出者が参加意向申出書を提出した時点で当該契約に対応するとして定めた業種・種目（「99 その他業務 01 イベント」）に登録申請中である場合には、受託候補者を特定する期日（企画提案会）までに当該業種・種目に登録されていることを条件として、その者の提案資格を満たしているものとする
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者
- (7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (8) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しない者

4 企画提案に求める内容

- (1) 事業目的や委託業務内容を踏まえて、事業実施の全体フレームや事業スケジュールを提案してください。
- (2) 事業の実施手法や実施体制を具体的に提案してください。
- (3) 御社に業務委託するメリットや優位性、活用できるネットワークなどを、提示してください。
- (4) これまで関与してきた農商工等連携の実例などを勘案して、提案してください。

II 企画提案の流れ

1 スケジュール

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 公募要領の公表 | 令和5年3月24日(金) |
| (2) 参加申出書受付 | 令和5年3月24日(金)～4月14日(金)
(持参の場合は平日8時30分～12時、13時～17時) |
| (3) 参加資格要件の確認通知 | 令和5年4月19日(水) |
| (4) 質問書の受付期間 | 令和5年4月19日(水)～4月24日(月) |
| (5) 質問書に対する回答 | 令和5年4月27日(木) |
| (6) 企画提案書等の受付 | 令和5年4月27日(木)～5月11日(木)
(持参の場合は平日8時30分～12時、13時～17時) |
| (7) 企画提案会の実施 | 令和5年5月17日(水)(予定) |
| (8) 決定通知書発送 | 令和5年5月24日(水)(予定) |
| (9) 契約 | 令和5年5月26日(金)(予定) |

2 企画提案参加受付

- (1) 受付期間
令和5年3月24日(金)～4月14日(金) 17時(必着)
(持参の場合は平日8時30分～12時、13時～17時)
- (2) 提出書類
 - ア 参加意向申出書(別添様式1) 1部
 - イ 業務実施体制及び業務実績(別添様式2) 1部
 - ・別添様式2に会社概要、本事業の業務実施体制及び同種・類似の業務実績を記載してください。
 - ・職員数については、正社員及びそれに準ずる社員数を記載してください(臨時職員は含みません。)
 - ・同種の業務実績を川崎市、他の官公庁、民間含めて記載してください。
 - ・様式に記載した内容を補足する資料があれば提出してください。
 - ウ 企業概要(任意様式) 1部
 - ・パンフレット等企業概要がわかるもの
 - エ 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める「誓約書(別記様式)」 1部

(3) 提出方法

事前連絡のうえ持参又は郵送により提出してください。

(4) 参加資格確認の結果通知

ア 令和5年4月19日(水)

イ 参加意向申出書の提出期間終了後、参加者が参加資格を満たす者であることを確認し、その結果を電子メールで通知します。

ウ 参加資格なしとの通知を受けた者は、書面によりその理由に対する説明を求めることができます。ただし、その期間は通知を受け取った日から7日以内とします。

3 質問書の受付

(1) 受付期間

令和5年4月19日(水)～4月24日(月) 17時(必着)

(2) 質問方法

ア 質問の内容を文書によりお送りください(様式は任意)。

イ 質問書は、郵送、FAX、電子メールの何れの方法でも受け付けますが、送信後に担当部局に質問書が到達したことを確認してください。

ウ 電話による質問には、回答いたしません。

(3) 回答方法

受付期間に寄せられた質問及びそれに対する回答については、令和5年4月27日(木)までに応募者全員に対して電子メールにて送信いたします。

4 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和5年4月27日(木)～5月11日(木) 17時(必着)

(持参の場合は平日8時30分～12時、13時～17時)

(2) 提出書類

指名を受けた事業者については、期日までに次の書類を提出してください。

ア 企画提案書【6部】

イ 見積書【6部】

ウ 会社概要(パンフレット等)【各6部】

エ 定款等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの【1部】

オ 直近の決算書【1部】

(3) 企画提案書の様式等

ア 企画提案書の様式は任意としますが、A4版で15枚以内とします(表紙を除く)。

イ 提案書は、概念図やフロー図などを活用し、専門的知識を有しない者でも理解できるように、分かりやすい表現となるよう留意してください。

(4) 見積書作成上の注意

見積書は、費目ごとに金額を示し、その積算根拠についても記載してください。

(5) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る)により提出してください。

【提出先】

川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課農商工等連携推進事業担当
川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル 2階

(6) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出された企画提案書等は、返却いたしません。
- イ 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。
- ウ 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験等があるかを判断する資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限りません。
- エ 企画提案書等の受領後、本市が必要があると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- オ 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

5 選定方法等

提案書の内容や実績、プレゼンテーション等の総合的な判断を行った上で採択を決定します。公募内容や応募資格に合致していない場合は選考対象外となります。

(1) 選定基準

- ア 業務への理解度
 - ・都市農業の特性や本市の現状、事業目的を十分に理解しているか
- イ 提案内容の実現性
 - ・仕様に沿った、計画的で実現可能な提案となっているか
- ウ 提案内容の事業効果
 - ・提案者の専門的な知識・能力・築いてきたネットワークなどの強みを生かし、十分な事業効果が見込める提案となっているか
- エ 事業実施体制
 - ・類似業務の受託実績はあるか
 - ・業務遂行に適切な実施体制を構築しているか
- オ 経費の妥当性
 - ・企画提案内容に対して見積額が妥当なものであるか
 - ・提案内容に無駄がないか

(2) 企画提案会の実施

ア 企画提案会

開催日 令和5年5月17日(水) 10時～(予定)

場 所 川崎市都市農業振興センター会議室(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

※ 時刻等詳細事項については、参加者へ別途通知いたします。

イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明15分以内、質疑応答10分程度で提案を行っていただきます。

ウ 企画提案会についての注意点

- ・パソコン、プロジェクター、モニター等の機器は利用できません。
- ・インターネット環境はありません。
- ・提案会の当日に資料等を追加することはできません。
- ・1社あたりの出席は3名以内としてください。
- ・原則、当該業務に携わると想定される担当者が出席し、説明を行ってください。

エ 審査体制

川崎市経済労働局内に企画提案の選定委員会を設け、企画提案の審査を行います。参加者の中から採点結果を参考に最優秀者及び次点者を選定します。

基準点は、満点の6割以上とし、基準点を超えた事業者について適正と判断します。なお、事業者を選定するにあたり、採点の結果、最も高い総合得点・評価を獲得した事業者が複数の場合（同点の場合）には、次のとおり事業者を選定します。

(ア) 1位の点数をつけた委員が多い提案を優先する。

(イ) (ア) で選定されない場合、(1) 選定基準の「ア企画提案の視点・内容」が最も高い点数の提案を優先する。

(ウ) (イ) で選定されない場合、見積金額が低い提案を優先する。

6 結果通知

(1) 結果通知発送

令和5年5月24日（水）（予定）

(2) 通知方法等

ア 選定結果は、文書により全ての参加者に通知します。

イ 選定結果等の電話・電子メール等による問合せには、一切応じません。

7 業務の委託

- (1) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とし、契約書作成を要します。
- (3) 令和5年4月1日から、これまで地方公共団体ごとに定めていた個人情報保護制度が「個人情報の保護に関する法律」に一元化され、本市も法の適用を受けることとなります。法では、個人情報保護のため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を定め、個人の権利利益を保護しています。法第66条第2項には、個人情報を取扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、本事業の受託者についても同項の規定が適用されます。
- (4) 企画提案書は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (5) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とします。

- (6) 業務の実施にあたっては、本事業の委託契約約款を遵守していただきます。また、個人情報、調査対象等のデータの保護については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において厳重に管理することとし、必要な届出が発生した場合は、本市の指示に従って提出していただきます。
- (7) 事業に要した経費は事業終了後に行う完了検査後に一括払いします。
- (8) その他、業務の実施に必要な事項については、本市と受託者で協議の上、定めることとします。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 応募書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 応募書類の提出後に、「**I-3 参加者の資格要件**」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本実施要領に定める手続等を遵守しない場合

9 提出先及び問合せ先

川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課農商工等連携推進事業担当
〒213-0015 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7 JA セレサ梶ヶ谷ビル 2 階
電 話：044-860-2462 FAX：044-860-2464
メールアドレス：28nogyo@city.kawasaki.jp
受付時間 8時30分～12時、13時～17時（土日、祝祭日を除く）